

特定非営利活動法人

環境と福祉を考える会 関係者のみなさまへ、
橋本 侃

本年度も、環境省から添付の資料の通りJ-クレジット普及に関して、
下記の補助事業が実施されます。

環境貢献型商品の開発の概要①

対象者:

・民間企業等

1商品あたり:

・定額50万円分迄の補助

【補助要件】

1. 「我が国に於けるカーボン・オフセットの有り方に付いて(指針)第2版」に掲げる
オフセット製品・サービス、クレジット付製品・サービス、寄付型オフセットのいずれかに該当する事。
2. 使用するクレジットは、J-クレジット又はJ-VERを全体の8割以上とする。
(2割未満は、国内で生じた他のクレジットでも可能)
〔 カーボン・オフセットの実施に関しては、J-VER か J-クレジットでの二酸化炭素(CO₂)
排出量吸収量が削減量の確保が必須 〕
3. カーボン・オフセット宣言(後述)を行う事。

※カーボン・オフセット宣言とは、

カーボン・オフセットの取組内容を実施者により環境省へ情報提供(自己宣言)
すると共に、**環境省でこれらの内容についてウェブサイトを通じて公表する**
事です。

これにより、取り組みの透明性・信頼性の向上や、個別の取り組み内容が
全世界に発信されます(全世界にPRできます)。

4. 食品衛生法(昭和23年法律第233号)等関係法令に違反しない物、公序良俗に反しない事

【補助案件として望ましい要件】

5. 商品の販売価格の内、クレジット購入に当てる金額が3%以上で有る事が望ましい。
6. 商品の生産地が国内、さらにはクレジット実施地域と同じ地域で有る事が望ましい。

【補助対象経費】

- (1)当該商品に係る市場調査、ブランド化戦略の検討に係る経費
- (2)商品のブランディングの実施やパッケージ作成に係る経費
- (3)ウェブサイトやパンフレットの作成、展示会・販売会への出品等、各種広報に係る経費
- (4)カーボン・オフセット第三者認証の取得に係る経費

【補助対象外の経費】

※クレジット購入価格やその際の手数料

※広報等に関する経費で有っても、大型の機器の購入費は認められません

※個別商品の開発に結びつかない会議・イベントの開催経費

環境貢献型商品の開発の概要②

【補助対象者の要件】

1. 日本法人(法人格を有している事が必要です)。
(法人格の無い方、当方が取りまとめ一括申請代行出来ます。)
2. 複数の商品開発をまとめて代表事業者が申請する事も可能。
3. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有する事。
4. 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる事。

【商品開発の判断基準】

「商品開発」とは、「商品が購入出来る段階になった」事を指す。具体的には以下の全ての書類が整っていること。

- ① 店頭で当該商品が展示されている写真、又はWeb上で、商品を出品している事、それらを実証する写真・PDFファイル等の資料が必要
- ② 当該商品の販売実績・販売計画に関する資料
- ③ 販売実績・予定に即したクレジット無効化証明書又は同等の物
(その他、補助金の交付に当たっては支出の実績を確認できる書類(領収書等)が必要です。)

【その他】

1. 案件の規模を問わず、1件当たりの上限は50万円です。
2. 申請者は、商品を製造した者の他に、各種商品を取り扱う流通業者が申請することも可能。
その場合、事前に当該商品を製造した者との協議を行う事。
3. 申請は1商品ごとに行い、一事業者による申請の上限は設けない。
4. 通年公募を行い随時案件の採択を行います。

条 件:

- ・ 当法人に入会、温暖化防止対策の推進の指導を受け、積極的に取り組む事。
- ・ 当案件に、応募を検討する事業者は環境関連・まちづくり・地域創生の活動する非営利活動法人やボランティア団体の支援を検討する事。

【流れ】

当会入会 → 環境省への申請書類提出 → 申請書類受理認可 → 当会へ委託金振込 → 申請事務代行 → 事業完了 → 環境省へ書類提出 → 申請者の口座への補助金振込

当会は、環境省系の J-VER クレジットの口座を保有しています、
何か、これらに関してお手伝い出来る事が有るかも知れません。

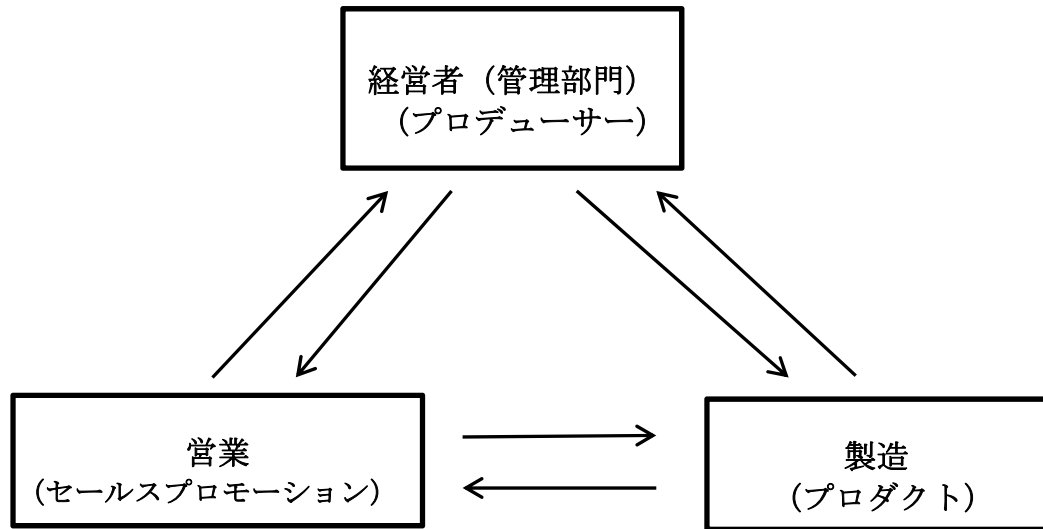
お手伝い出来ます金額が決まっております。

早急のご相談をお待ちしています。

御関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご連絡をお待ち申し上げます。

詳細は、当会のホームページを参照下さい → URL <http://kankyo-hukushi.org/>

事業を実施する為のタッグ！！



1、経営者(管理部門)(プロデューサー)

営業(セールス)から得られた、顧客(市場)情報から商品企画(商品プロデュース)を実施
事業計画と資金計画の立案実施

※本補助事業対象:(1) 当該商品のブランド化戦略の検討に係る経費

2、営業 (情報収集)

顧客(世間)の声を聞き、顧客の希望を経営者(プロデューサー)へ伝え共同で商品開発を実施

※本補助事業対象:(1) 当該商品に係る市場調査費用

3、製造(プロダクト)

営業から提案された事案を管理部門や営業部門と共同して商品開発実施、商品製造

※本補助事業対象:(2) 商品のブランディング(試作品・サンプルの制作やマーケティング
調査の実施)やパッケージ作成に係る経費

4、営業 (販売セールス)

販売計画を立て、商品販売を実施

※本補助事業対象:(3) ウェブサイトやパンフレットの作成、展示会・販売会への出品等、
各種広報に係る経費

顧客(市場)の求める商品、顧客(ユーザーの顔)の見える商品、
関係者が遣り甲斐を実感出来る商品